

山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務委託
企画提案募集要領

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校 DX 加速化推進事業)交付要綱別記1の補助対象経費 8.高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため都道府県が行う取組について、山形県(以下、「県」という)では DX 加速化を推進する域内横断的な取組事業(以下、「本事業」という)を実施する。

本事業における企画・運營業務委託契約の候補者選定にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 本プロポーザルが対象とする業務名

山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務

2. 委託業務の概要

(1)事業の目的・内容

公立及び私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部(以下、「高等学校等」という)を対象に、イ～ヘ等の域内横断的な取組を実施することでデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図ることを目的とする。なお、山形県内の令和7年度高等学校 DX 加速化推進事業に採択された高等学校等(以下、「採択校」とする)は 21 校である。(詳細は別表1のとおり)

イ 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AI の活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目等を担当する教師の指導力、専門性の向上のための、大学や企業等と連携したカリキュラムや指導法、評価法等に関する教師研修等の実施

ロ 域内の採択校における本事業の成果普及、充実のため、採択校の教師等を対象に取組事例の横展開、課題の共有、大学教員等の専門人材を交えた課題解決に向けた協議等の取組事例発表会・研究協議会の実施

ハ 域内の高等学校等の在籍生徒を対象に学習段階に応じ、生徒の興味関心を引き出す大学や企業等と連携した実践型のデジタル人材育成講座、デジタルを活用した課外活動等の実施

ニ 域内の採択校の在籍生徒を対象としたコンテスト等の取組成果発表会の実施、取組成果発表会における大学教員等の専門人材からの助言の実施。

ホ 域内の採択校における取組状況の進捗把握を行い、高等学校の情報教育等に知見を有する大学教員等からの指導・助言等採択校の取組を充実するための取組

ヘ その他本事業の趣旨を踏まえた高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実のための取組

(2)業務内容

別添「山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務仕様書」(以下「仕様書」という)による。ただし、契約時の仕様書は今回の提案の内容を踏まえ修正するものとする。

(3)業務委託期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(4)事業実施主体

山形県教育局高校教育課 教育DX推進室

(5)事業費の上限額

¥9,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県内に事業所を有する事業者は、山形県税(山形県税に附帯する外収入を含む。)を滞納していないこと。
- (3) 消費税を滞納していないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)
 - イ 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は員等利用したと認められる者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 過去5年以内に、国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、本件と同種又は類似の業務(2項(1)イ～へのいずれかに該当する業務)を受託した実績があること。

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 公募要領等に定めた参加資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき

(5)提案の内容が事業費の上限額を上回るとき

(6)その他、山形県教育局高校教育課教育DX推進室が設置する企画審査会において不適切と認められたとき

5. 企画提案に関する質問及び回答

(1)質問方法

質問がある場合は、質問票(様式1)に必要事項を記入の上、件名を「山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務委託への問合せ」として、「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(2)質問受付期限

令和7年5月7日(水) 午後1時まで

(3)回答方法

質問への回答は、企画提案参加の申込があった全事業者に、原則として電子メールにより行う。ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問者のみに回答するものとする。

6. 参加申込

本企画提案への参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること

(1)提出書類

提出書類
① 参加申込書(様式2)
③ 誓約書(様式3)
④ 会社概要(様式4)
⑤ 類似業務受託実績(様式5)

(2)提出先

「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(3)提出期限

令和7年5月 14 日(水)午後1時(必着)

(4)参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を5月 16 日(金)まで電子メールで通知する。

7. 企画提案書の提出

本要領、別添「仕様書」に基づき、次により企画提案書を作成すること

(1)提出書類

提出書類	留意事項
ア 企画提案書	電子媒体については、データは原則PDF形式とすること。
イ 業務実施体制(様式6)	
ウ 見積書(様式7)	押印不要。見積価格の詳細の積算(様式任意)を添付すること。

(2)提出先

「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(3)提出期限

令和7年5月 21 日(水)午後1時まで

なお、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(4)企画提案書の内容

ア 企画提案書(プレゼンテーションの流れ)は下表の構成とすること。

なお、本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。追加提案については、事業費(委託上限額)の範囲内で実施するものであること。

提案項目	企画提案事項
基本事項	
(ア) 会社概要(様式4)	・会社概要について、企画提案書とは別に様式4で示すこと。
(イ) 業務受託実績(様式5)	・事業者としての業務受託実績を企画提案書とは別に様式5で示すこと。
(ウ) 業務実施体制及び業務従事者の業務実績(様式6)	・業務従事者の業務実績について、企画提案書とは別に様式6で示すこと。 ・業務従事者の長期不在や不測の事態に備えた代替要員についても記載すること。
各業務についての提案	
(1)業務方針についての提案	・企画提案が本委託業務の目的・趣旨を十分に理解し、事業全体の成果が期待できる提案となっていること。
(2)取組内容についての提案	・事業目的を実現するための取組内容となっていること。 ・本募集要領 2.(1)イ～への取組内容が網羅された提案になっていること。 ・各取組内容が具体的に記されていること。
(3)業務管理についての提案	・進捗、予算等の業務管理について、明確に示された提案になっていること。 ・県に対し、遅滞なく報告できる体制が構築されていること
(4)高等学校等に対するサポートについての提案	・本取組に参加する高等学校等に対して、きめ細やかなサポートを実施できる体制を構築していること。
(5)その他必要と思われる事項	・本事業を進めるにあたり、上記の提案以外に必要な事項があれば提案すること。

イ 企画提案書は、任意様式でA4判縦、両面、横書きとする。

ただし、図表等については、必要に応じてA4判横でも可とする。

表紙、目次を除き、15 ページ以内とすること。

ウ 企画提案書には、表紙を付け、事業者名、担当者の氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。

エ 添付書類は、必要最小限とし、企画提案書との関連を分かりやすく表示すること。

7. 審査及び優先交渉権者の決定に関する事項

(1) 山形県教育局高校教育課教育DX推進室が設置する企画審査会において、別紙「山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務公募型プロポーザル方式による企画提案審査要領」に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。審査の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) プレゼンテーションは、本業務の統括責任者又は作業責任者として業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、プレゼンテーションに参加できる人数は5名以内とし、業務従事者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めるものとする。

(3) 企画審査会の日時等及び審査結果については、別途、各参加者に対し電子メールにより通知する。

- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。提案者がいない場合には、一旦企画提案募集を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8. 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例(平成9年 12 月県条例第 58 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (8) 企画提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに電子メールにより報告すること。
- (9) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。

9. 契約締結

- (1) 審査結果に基づき、委託契約者となる候補者(以下「受託候補者」という。)と県との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続を行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続は行わず、企画審査会において次点の評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続を行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「12 担当窓口・提出先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結により県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額)を納めるものとする。ただし、山形県財務規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
- (8) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (9) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を県に移転する。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案者は、本企画提案により直接又は間接に知り得た情報について、参加申込書(様式2)に記載の事項を遵守すること。
- (2) 本企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (3) 業務実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、県の同意を得て同等以上の者に変更できるものとする。
- (4) 本募集要領に記載のない事項については、県の指示によること。

11. スケジュール(予定)

内容	日程	提出書類
企画提案募集開始(県)	4月17日(木)	
質問受付期限	5月7日(水)午後1時	質問票(様式1)
参加申込書等提出期限	5月14日(水)午後1時	ア 参加申込書(様式2) イ 誓約書(様式3) ウ 会社概要(様式4) エ 業務受託実績調書(様式5)
参加資格確認結果通知日(県)	5月16日(金)	
企画提案書等提出期限	5月21日(水)午後1時	ア 企画提案書(任意様式) イ 業務実施体制(様式6) ウ 見積書(様式7)及び 積算内訳(任意様式)
企画審査会(プレゼンテーション)実施日	5月下旬 別途通知	
企画提案審査結果通知(県)	6月上旬 別途通知	
見積合わせ	6月中旬 別途通知	
契約予定日	6月下旬 別途通知	

12. 担当窓口・提出先

山形県教育局高校教育課教育DX推進室

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話番号:023-630-2409

E-mail: ict-edu@pref.yamagata.jp

別表 1 山形県内の令和7年度高等学校 DX 加速化推進事業に採択された高等学校等 一覧

番号	高等学校等名	所在地
1	山形東高等学校	山形市緑町 1-5-87
2	山形南高等学校	山形市東原町 4-6-16
3	山形西高等学校	山形市鉄砲町 1-15-64
4	山形工業高等学校	山形市緑町 1-5-12
5	上山明新館高等学校	上山市仙石 650
6	寒河江高等学校	寒河江市六供町 2-3-9
7	村山産業高等学校	村山市楯岡北町 1-3-1
8	新庄北高等学校	新庄市大字飛田字備前川 61
9	米沢鶴城高等学校	米沢市大字川井 300
10	置賜農業高等学校	川西町大字上小松 3723
11	高畠高等学校	高畠町大字一本柳 2788
12	鶴岡工業高等学校	鶴岡市家中新町 8-1
13	鶴岡中央高等学校	鶴岡市大宝寺字日本国 410
14	加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩 595
15	庄内農業高等学校	鶴岡市藤島字古楯跡 221
16	酒田西高等学校	酒田市東泉町 5-9-5
17	酒田光陵高等学校	酒田市北千日堂前字松境 7-3
18	山形市立商業高等学校	山形市あかねヶ丘 1-9-1
19	学校法人山本学園 惺山高等学校	山形市城西町 3-13-7
20	学校法人明正学園 山形明正高等学校	山形市飯田 1-1-8
21	学校法人東海山形学園 東海大学山形高等学校	山形市成沢西 3-4-5